

地域

社会福祉協議会の事業や活動を広く知っていただくため、「社協だより」・「ふれあいかいらんぱん」などの広報紙を発行しています。またホームページでは常に最新情報を発信しています。

◆高齢者等見守り安心事業

高齢者等見守り安心事業とは？

見守りを希望する高齢者等に対し、地域の福祉協会（町内会）や民生児童委員、老人クラブ等から選ばれた「見守り推進員」と「見守り協力員」がお住まいの外観等からの確認や、訪問等での「お声かけ」を基本に見守り活動を行っています。異変を感じた場合には、状況確認や、緊急連絡先・消防署・警察署等への連絡を行います。

住民同士の交流が深まり地域との「つながり」が強くなることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができます。



◆ご利用いただける方

見守り活動実施地区にお住まいで、

- 65歳以上の方のみの世帯の方
- 65歳以上の者と障害者の世帯の方など

◆お申し込み方法

(利用料はかかりません)

見守りを希望される方は、見守り推進員・協力員へお申し出いただき、「登録希望書」をご提出ください。

★担当の見守り推進員・協力員が分からない場合は、お住まいのおすぶグループまでお問い合わせください

地域福祉サポート事業



外出の機会が少ない高齢者の安否確認、健康維持や仲間づくりのため、地域のボランティアによる昼食の提供、レクリエーション活動や、ふれあいサロン活動を実施します。

ふれあい型老人給食サービス事業

地域のボランティアグループが中心となり、ひとり暮らしの高齢者等を対象に昼食と一緒に食べたり届けたりすることにより、安否確認を行い、ふれあいと交流を深めます。



子育て支援事業

★ファミリーサポートセンターまでお問い合わせください。



ファミリーサポートセンター事業 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）が会員となって行う子育ての相互援助活動です。ファミリーサポートセンターでは登録受付、コーディネート等を行います。

児童虐待再発防止プログラム事業(MY TREEペアレンツ・プログラム)

子どもへの不適切な関わりをやめて、安心な家庭を築きたいと願う親のための回復プログラムです。親自身の過去の痛みや苦しみを丁寧にケアすることで、子どもへの不適切な関わりをストップしていきます。

在宅高齢者等あんしん通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯等に、急病など緊急事態の発生を知らせることのできる、機器を貸し出します。機器のボタンを押すと、受信センター職員が24時間体制で対応します。また、月に一度お元気コールとして電話し、お体や生活の様子を伺います。

ともしびの箱善意運動

6月の善意月間にあわせて募金をおこないます。集まった募金は善意銀行に預託し、老人給食サービス事業や子育て支援事業など社協のすすめる地域福祉活動の推進に役立っています。

共同募金配分金事業

10月の「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金運動」を実施しています。集まった募金は、社会福祉事業や地域活動に役立てられています。また、災害義援金の受付も行っています。



善意銀行事業

みなさまからお寄せいただいた寄付金を、地域福祉活動の推進に活用するとともに、社会福祉関係団体が実施する事業のために助成します。

安心

介護が必要になったり、認知症など判断能力が低下し、住み慣れた地域を暮らし続けることができるように介護保険事業や権利擁護に関する事業を行っています。

◆介護保険事業 ◆障害者総合支援事業

居宅介護支援事業（ケアプランの作成）

介護支援専門員（ケアマネジャー）がご本人や介護するご家族の立場にたった居宅サービス計画（ケアプラン）を作成（無料）し、日常生活の支援をいたします。ケアプラン作成後も、ご本人に必要なサービスの適正な管理を継続します。介護保険の申請から利用まですべてご相談ください。



訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

介護を要する高齢者や障がい者が、長年住み慣れた地域で自立した生活ができるように、ケアプランに基づいて、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護をはじめ、調理や洗濯、掃除などの生活援助や、外出時における移動の介護サービスを提供します。

- ホームヘルパー・生活支援サポーターを随時募集しています。未経験者でも大丈夫です。
- 介護や福祉に関する不安や相談に対応します。

★詳細は在宅ケア推進グループまで

成年後見等支援センター

成年後見等支援センターとは？

判断能力の不十分な方やその家族、支援者からの相談に応じ、成年後見制度利用のための申立の支援等を行います。

また、行政をはじめとした関係機関（弁護士・司法書士・社会福祉士等）と密接に連携し、対応していきます。

市民後見人養成・支援

地域の身近な立場で活動する「市民後見人」の養成講座を行うとともに、活動している市民後見人の支援を行います。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力の不十分な方が、地域で安心して生活できるように、各種福祉サービスの利用の手続きや契約、それらに伴う日常の金銭管理などを生活支援員がお手伝いします。

生活福祉資金貸付事業

他からの資金の借入が困難な低所得世帯に、経済的自立を目的として、各種の貸付を行っています。緊急小口資金、教育支援資金等、状況に合わせて貸付のお申込みを受付しています。

★くらし支援グループまでお問い合わせください

「成年後見制度」や「福祉に関する法律」について知りたい！

○権利擁護専門相談

弁護士または司法書士による定期相談（要予約・無料相談）を開催しています。

- 奇数月 第2木曜日 13時30分～15時30分(弁護士)
- 毎月 第4木曜日 13時30分～15時30分(司法書士)

★尼崎市成年後見等支援センター(北部)(南部)にお問い合わせください。



住宅改造費助成事業

日常生活において介護等が必要な高齢者や障がい者の、介護等の負担を軽減するために住宅を改造するとき、相談や助言と改造費用の助成を行います。

参加

ボランティア活動を進めるうえで大変なこと

- ①自分の意思を始めると
- ②自分に合った活動を自由に選ぶ
- ③活動に責任を持つ
- ④やりがいと楽しさを得る

◆ボランティアセンター

ボランティアコーディネーター

活動希望者に活動先（施設や団体・個人など）の紹介をしています。また、ボランティアを求めている方の相談を受け活動者との橋渡しをしています。

情報提供や相談の窓口

『コーディネーター通信』やボランティアセンター機関紙『ゆうりん』、ホームページなどで情報を発信しています。また窓口ではボランティア活動に関する相談に応じしています。

活動に必要な機材の貸出

一般の方や市内の教育機関へ福祉教育に役立つよう車いすやアイマスク、白杖など・・・体験に必要な物品を貸し出しています。

★活動に興味のある方はボランティアセンターまでお問い合わせください

ボランティア災害共済の加入受付窓口

ボランティア活動中の“ケガ”、“事故”や“熱中症”に備えて『ボランティア活動保険』の加入の受付をしています。

ボランティアの育成・援助

技術を要する活動については年間を通じて各種講座（手話・要約筆記・朗読・点訳・サポートなど）を開催しています。また、活動に向けての助言を行ったり、ボランティアグループへ各種助成金情報の提供などを行っています。



老人福祉センター

地域の高齢者の皆さんが、互いに協力し、健康で、明るく楽しいひと時を過ごし、フレイル予防にも一役買います。

総合老人福祉センター

所在地 東灘波町4丁目9番25号
休館日 日曜日・祝日・年末年始
交通案内 阪神バス「東灘波町」より南西へ徒歩3分

老人福祉センター鶴の楽園

所在地 東園田町6丁目91番2号
休館日 水曜日・祝日・年末年始
交通案内 阪急電車「園田駅」より北東へ徒歩3分

老人福祉センター千代木園

所在地 稲葉荘2丁目24番5号
休館日 月曜日・祝日・年末年始
交通案内 阪神バス「稲葉荘2丁目」より西へ徒歩10分
阪神バス「武庫大橋」より北へ徒歩3分

老人福祉センターワークセンター和楽園

所在地 東大物町1丁目1番3号
休館日 木曜日・祝日・年末年始
交通案内 阪神電車「大物駅」より北へ徒歩5分
阪神バス「社協会館」東側バス停正面

いきいき100万歩運動事業

尼崎市では「いきいき100万歩運動事業」を実施し、健康づくりに対する意識啓発を行っています。

65歳以上の介護保険被保険者を対象に、ウォーキングの歩数を記録するための「貯筋通帳」をお渡しします。

100万歩達成以降、所定の歩数を達成された方には、記念品を進呈します。記念品の他、ウォーキングや健康づくりの専門家を招いての講習会、体力測定会なども開催しています。

介護保険被保険者証を持って、各老人福祉センターで申請してください

対象者 尼崎市内在住で60歳以上の方

※初めてご利用される際に、住所、氏名、年齢の確認できるもの（健康保険証等）と緊急時の連絡先が必要となります。

※鶴の楽園・千代木園・和楽園をご利用の方は、「尼崎市立老人福祉センター利用証」をお渡しします。

開館時間 午前9時～午後5時30分

各種講座 高齢者のみなさんの健康の増進、教養の向上、レクリエーション等を目的とした各種講座・教室を開催しています。

相談業務 地域の高齢者の皆さんの各種相談に応じます。